

「日本国憲法」をどう考えるか

— 自由民主党「日本国憲法改正草案」と比較して —

提言

市民自らの政策を持とう会

安倍首相は憲法改定を断行しようとしている。「日本国憲法」が政治や社会の発展についていけなくなったのか、それとも政治が間違った方向へ進んで、憲法との間にズレが生じてきたのか。社会が正しく発展して憲法との間にズレが生じたのなら、憲法改正が必要であろうが、社会がゆがんで憲法から遊離したのなら、憲法を変えるのは間違いである。

もともと理念的な憲法と現実社会の間には距離があり、両者は常に一致しているわけではなく、憲法と現実はついたり離れたりしている。国民は明晰な判断力をもって、誤った方向に逸脱しそうな現実社会を憲法の基準に引き戻す努力をしなければならない。そこに憲法の存在意義がある。

自民党の「憲法改正草案」は、私たちが大切にしてきた民主主義、基本的人権、そして平和主義という基本理念を変質させ、ふたたび戦前のような国家を中心とした社会を作ろうとする試みのように見える。そんなことを誰が望んでいるのだろうか。

私たちは、憲法を支える根源である国民の立場から、主要論点について、現行「日本国憲法」と自民党の「改正草案」を照合し、これから日本の憲法が進むべき方向を見極めることにする。

1. 立憲主義

憲法は国家存立の基本条件を定める基本法である。憲法は国を統治する権力者に指針を示し、それに従うことを命ずる規範であり、この原則を「立憲主義」という。イギリスのジョン王の暴政を規制するために、国王と貴族が協定したイギリスの大憲章「マグナ・カルタ」がその起源だともいわれる。国王や権力者が、不当にルールを超えて政治を行うことを禁止するのが憲法

の役割である。

「大日本帝国憲法」(1889)は天皇が宣布した欽定憲法であるが、天皇は「憲法発布勅語」において、天皇もその子孫も「此ノ憲法ノ条章ニ循(したが)ヒ之ヲ行フ」ことを約束した。当時の主要政党も「立憲改進黨」「立憲政友会」など、党名に「立憲」を冠して、憲法尊重の方針を明らかにした。現行「日本国憲法」第99条には、天皇、国務大臣、国会議員などすべての公務員が「憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と明記されている。

ところが現政権は、昨年、憲法第9条に違反する集団的自衛権の行使を認める安全保障関連法を強行採決により制定した。時の政権の閣議決定で憲法解釈の変更を行うことは、立憲主義に反する暴挙であり、到底許されるものではない。かつてドイツは第一次世界大戦の敗北とともに共和国になり、第1条に「国家権力は国民から発する」と謳う、世界でもっとも民主的とされた「ワイマール憲法」を制定したが、ヒトラー政権が「全権委任法」などによって憲法を形骸化し、史上最悪の独裁制に突入して自滅したことを忘れてはならない。改正草案が天皇の憲法尊重擁護の義務を免除していることも見落としてはなるまい。

2. 国民主権

日本国憲法は前文で「日本国民は・・・主権が国民に存することを宣言」し、国政の「権力は国民の代表者がこれを行使」する「国民主権」を確立した。「主権」とは「国家統治の権力」であり、かつて天皇が掌握していた「統治権ヲ総攬」する権限が国民の手に移されたのである。

改正草案は前文に国民主権の原則を掲げながら、天皇を再び「元首」に戻している。そこには改めて「元首」と位置づけることによる、別の意図が隠されているように思われる。天皇の憲法尊重擁護の義務が免除されていることと併せ考えれば、現行の象徴天皇を超える新たな存在として位置づけているといえるであろう。

「国旗及び国歌に関する法律」には「日章旗」や「君が代」の定義がないが、改正草案は「第1章天皇」に国旗「日章旗」、国歌「君が代」を規定して、「日の丸」と「君が代」を天皇に結びつけ、国民に「国旗及び国歌を尊重」することを義務づけている。そもそも、立憲主義の観点からすれば、国旗、国歌を憲法に規定する必要はない。日の丸と君が代をもって天皇を賛美

し、天皇に命を捧げた日本国民の痛ましい歴史を忘れてはならない。

3 基本的人権と公の秩序

現行憲法第 11 条は「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」とし、第 97 条も「基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託された」と規定している。

「基本的人権」は「国民主権」の現憲法を支える根源となるものである。一方、改正草案は「基本的人権」は「永久の権利」としながら、第 97 条を削除している。基本的人権を制限しようとする場合に、普遍性をもつ第 97 条の規定が障害になるからであろう。

現行憲法は、国民の自由及び権利は「常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」（第 12 条）とし、「公共の福祉に反しない限り」尊重すると規定しているが、改正草案は「公益及び公の秩序に反しない限り」と変えて「公の秩序」を優先し、国民の権利を制約しやすくなるようにしている。

「公共の福祉」は対等の個人がお互いの権利を尊重しあうところに生まれる規範であるが、「公の秩序」は個人を超えて上位にある国家や自治体が公権力をもって国民に求める秩序である。現行憲法にもただ一つ「裁判の公開」について「公の秩序・・・を害する」場合は公開しないとする規定があるが、その前に「裁判官が全員一致した場合」という厳しい限定がついている。改正草案の「公の秩序」には何らの限定もないので、権力者は「公の秩序」の基準を自由に設定することができる。「公の秩序」を理由に、公権力が国民を拘束した事例は数かぎりない。

現行憲法第 3 章「国民の権利及び義務」は、すべての国民の、幸福の追求、法の下での平等、成年者の選挙権、意に反する拘束を受けない、思想および良心の自由、信教の自由、表現の自由、職業選択の自由、学問の自由、健康で文化的な最低限度の生活、教育を受ける権利、結社などの権利を保障している。しかし改正草案は、逆に「公益や公の秩序」という曖昧な概念のもとに、生命、自由、幸福追求の権利、表現の自由などの基本的人権を制限しようとしている。

現行憲法の「全て国民は個人として尊重される」を、改正草案は「人として尊重される」に変えた。動物と区別される「人」として尊重するとすれ

ば、それは単なる人道的規定にとどまり、全体の圧力に対抗する「個人の基本的な人権」を尊重する、という考え方が弱められる。

4. 戦争の放棄

現行憲法は第2章「戦争の放棄」第9条に「武力による威嚇又は武力の行使」は永久に放棄する、「陸海空軍」は保持しないと規定した。憲法施行の日に憲法普及会が全国の家庭や集落に配布した『新しい憲法 明るい生活』は、第9条について「私たちは陸海空軍などの軍備をふりすてて、全くはだか身となって平和を守ることを世界に向かって約束した」と解説した。同年に文部省が発行した中学校教科書『あたらしい憲法のはなし』も、「国際紛争」に際しては「おだやかにそうだんをして、きまりをつけよう」と述べて、国際紛争は外交交渉で解決すべきだという国際平和の原則を教えた。

その後さまざまな論議を経て、憲法第9条の下で自衛隊の存在が認められるにいたっている。改正草案は、第2章の標題「戦争の放棄」を「安全保障」にかえ、「戦争の放棄」や「武力の行使」は行わないという規定は「自衛権の発動を妨げるものではない」とし、「国防軍」保持を明記している。つまり、通常軍隊を持ち、自衛の名の下に普通に戦争をすることができる国にしようとしている。「戦争の放棄」を明記した憲法を持つ日本に対する諸外国の信頼が失われることになろう。

自衛隊に「違憲」の恐れがあれば、違憲にならないように自衛隊を変えるべきである。違憲にならないように憲法を変え、国防軍を保持することを規定するのは本末転倒の暴論である。国防軍の「審判所」は戦時中の軍事裁判の再現となろう。

5. 緊急事態

改正草案は「緊急事態」の章を新設して、外国からの武力攻撃、内乱、自然災害などに備えるとしている。軍事的緊急事態と自然災害の緊急事態を抱き合わせにして、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発し、立法機関である国会の決定を待つことなく、法律と同等の効力をもつ政令によって対処するという。第97条の国民の基本的な人権の保障が削除されるので、国民は国や公的機関の命令に服従し、自治体首長も総理大臣の指示に従うことを義務づけられる。総理大臣の判断により、徴兵制を作ることも可能になる。破壊を伴う軍

事的防衛と、破壊から守る災害救済が一元的に運用されることになる。戦前の「国家総動員法」を憲法に規定するようなものである。外国からの武力攻撃、内乱、巨大な自然災害などに対しては、異常事態に突入しかねない緊急事態として対応するのでなく、それぞれの関連法規によってあらかじめ備えておくべきである。

緊急事態宣言により、内閣総理大臣には国会よりも強い権限が与えられる。「ワイマール憲法」は、ヒトラー政権の「全権委任法」によって瓦解した。安倍政権も「憲法解釈の変更」を重ねた上で、緊急事態宣言による独裁制に向かって突進しているかのようである。

結論 「日本国憲法」を「改正草案」によって改定すべきではない

現行憲法は憲法改正の発議に「各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成」が必要としているが、改正草案は「過半数の賛成」で発議できるとしている。憲法改正の発議を、一般法律と同じ要件にするのは、国民の歴史的体験を結集した最高法規としての憲法の価値をおとしめるものである。

第二次大戦の敗北によって、日本国民はやっと国家主義の闇を脱することができた。この激動期に活動を再開した国民の英知の結晶である、格調高い「日本国憲法」と比較すると、「改正草案」は、自由や民主主義に関する人類の歴史を踏まえることなく、一部の偏狭な考え方を反映して作成されたものにすぎない。憲法は国の権力を規制し、国民の権利を守るためにあるという立憲主義の理念を理解せず、逆に国民を規制するための手段と考えているかのようであり、とても国民の共感を得られるものではない。

「日本国憲法」は決して憲法の正道を外れてはいない。憲法制定の主体である私たち国民は、先の大戦で日本が犯した大きな誤りを繰り返さないために、先人たちが精魂込めて練りあげた、世界に誇るべき「日本国憲法」が、今後とも日本国の指導原理となるべきであることを確信する。

起草者 河井弘志

提言作成に参加した人（50音順）

井原勝介	岩国市今津	津田利明	岩国市桂町
河合建夫	周防大島町西安下庄	中尾久利	周防大島町森
河井弘志	周防大島町日前	南部博彦	岩国市平田
坂本千尋	廿日市市桜尾	藤川俊雄	岩国市平田
白木茂美	岩国市平田	藤村英子	周防大島町下田
竹下義隆	岩国市元町		

市民自らの政策を持とう会 代表 河井弘志

742-2804 山口県大島郡周防大島町日前 1039 0820-73-0198

この提言を作成するために開催された「市民自らの政策を持とう 第24回、第26回、第29回個人演説会・自由討論」の記録は、ホームページとブログに掲載されています。
<http://www.seisaku1341motou.sakura.ne.jp> <http://blog.goo.ne.jp/simin13401seisakup>